

## 保険契約の継続に関する特約条項(長期一括払契約用)

### (特約の適用)

第1条 この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

### (保険契約の継続)

第2条 この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、次条記載の保険期間を除き満了する日の内容と同一の内容で継続されるもの(以下「継続契約」といいます。)とします。以後同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の担保内容または保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。

2 前項の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券または保険契約継続証(以下「継続証等」といいます。)を保険契約者に交付します。

### (継続契約の地震保険の保険期間)

第3条 継続契約における地震保険の保険期間は、この特約が付帯される火災保険契約の始期以外の時に地震保険契約を付帯した時は、1年とします。ただし、地震保険契約を付帯する時に継続契約の地震保険の保険期間を約定している場合は、約定した保険期間とします。

### (継続契約の保険料および払込方法)

第4条 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

2 保険契約者は、継続契約の保険料を継続前契約の保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の満了する日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込むものとします。

3 団体扱保険料一括払特約条項(以下「団体扱特約」といいます。)または集団扱に関する特約条項もしくは集団扱一括払特約条項(以下「集団扱特約」といいます。)を付帯した保険契約である場合、保険契約者は、継続契約の保険料を集金契約に定めるところにより、払い込まなければなりません。

### (継続契約の保険料不払の場合の免責)

第5条 保険契約者が、前条第2項の継続契約の保険料について、当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

2 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(継続契約の保険料不払による保険契約の解除)

第 6 条 保険契約者が、第 4 条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、書面により継続証等記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

2 前項の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

(継続契約に適用される保険料率)

第 7 条 この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第 2 条(保険契約の継続)第 1 項の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(継続契約に適用される制度等)

第 8 条 当会社が、普通保険約款、特約または保険契約引受に関する制度等(以下「制度等」といいます。)を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の始期における制度等が適用されるものとします。

(継続契約の告知義務)

第 9 条 第 2 条(保険契約の継続)第 1 項の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または当会社が承認した事項に変更があったときは、保険契約者またはその代理人は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

2 前項の告知については、普通保険約款および価額協定保険特約条項の告知義務に関する規定を適用します。

(特約の失効)

第 10 条 団体扱特約第 8 条(特約の失効)の規定により団体扱特約が効力を失った場合または集団扱特約第 7 条(特約の失効または解除)の規定により集団扱特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。